

公募型企画提案募集に関する質問への回答

番号	質問事項	回答
1	共同企業体の代表者について、登録業種・種目等の要件をご教示ください。また、協定書の指定様式、出資・業務分担割合の要件、構成員の連帯責任の有無、契約書案を事前に確認できますでしょうか。	共同企業体の代表者について、代表者に特定の登録業種又は種目は求めません。 共同企業体協定書について指定様式はありません。共同企業体の名称、代表者、構成員、業務分担等を明記した協定書を提出してください。 出資割合及び業務分担割合について、要件は定めておりません。 契約上の責任については、共同企業体として契約を締結する場合、共同企業体全体として契約上の責任を負うものとします。 契約書案の事前公表は予定しておりません。契約内容については募集要項、仕様書及び提案内容を踏まえ発注者と受注者で、協議のうえ決定します。
2	代表法人が単独で応募し、企画・デザイン・照明・イベント運営等を専門会社へ一部再委託することは可能でしょうか。事前承認の対象と手続、提案時に実施体制へ記載した協力会社の実績を審査対象とできるかをご教示ください。	受託者が業務の一部について専門事業者へ再委託することは可能です。ただし、本業務の全部又は主要な部分を再委託することは認めません。 再委託を行う場合は、契約締結後に再委託の内容、範囲及び相手方等について発注者の承認を得る必要があります。 企画提案書において協力事業者を含めた実施体制を記載することは可能ですが、審査は応募者自身の実施能力及び体制を中心に総合的に評価します。
3	本業務以前から保有する作品、ソフトウェア、動作・所作データ、ノウハウ等を活用する場合、それらの既存資産を著作権譲渡の対象から区別し、本事業に必要な利用許諾で提供することは可能でしょうか。新規制作物との区分方法、成果物一覧への明記方法をご教示ください。あわせて、受託者による実績紹介・記録映像の公開の可否と承認手続をご教示ください。	仕様書8(4)に定める著作権譲渡の対象は、本業務において新たに制作された成果物を想定しています。受託者が従前から保有する著作物、ソフトウェア、ノウハウ等については、受託者又は権利者に権利が留保されるものとし、本事業の遂行に必要な範囲で利用許諾により対応することは可能です。 その場合は、提案書又は成果物一覧等において、既存資産と本業務において新たに制作した成果物を区分してください。 また、本業務成果の実績紹介や記録映像等の公開を行う場合は、事前に発注者と協議し承認を得るものとします。
4	委託料の支払時期、前払・概算払・部分払の可否と条件をご教示ください。年度未完了後の一括精算となる場合は、検収から支払いまでの標準的な期間をご教示ください。	委託料は、業務完了後、成果品の提出及び検査合格後に支出することとなります。 なお、概算払及び前金払については、地方自治法施行令第162条及び第163条並びに仙台市会計規則第76条及び第78条において適用可能な経費が限定的に定められており、本契約の委託費はそれらに該当しないこと、さらに、部分払については工事若しくは製造の請負又は物品の購入に係る契約について適用されるものであることから（仙台市会計規則第80条）、本件においてはいずれも適用できないものとなります。 支払時期については、適正な請求書の受理後、法令及び契約条件に基づき1か月以内を目途に行われることとなります。
5	順延費用が委託料内となることを踏まえ、予備日の設定数、判断期限、機材再手配・交通・人員・キャンセル料等の取扱いをご教示ください。中止時に市が負担する「事前承諾を得た合理的な費用」の承認方法と必要資料をご教示ください。	予備日の設定数については受託者の提案によるものとします。 順延の判断時期については、気象状況、施設管理者等との協議を踏まえ発注者と受託者の協議により決定します。 順延に伴う機材再手配費、人件費、交通費等については仕様書4(3)①のとおり、原則として委託料の範囲内で対応するものとします。 中止の場合に発注者が負担する合理的な費用とは、事前に発注者と協議などの承諾を得て実施した業務について、契約履行上必要であったと認められる費用を指します。請求にあたっては見積書、発注書、請求書、領収書その他金額の妥当性を確認できる資料の提出を求める場合があります。

6	有料コンテンツ収入による契約減額は、決済手数料・材料費等を控除する前の総収入を対象とする理解でよいでしょうか。第三者が有料ワークショップ等を実施する場合、出店者収入と受託者の有料コンテンツ収入はどのように区分されますでしょうか。各会場1件以上の要件を満たす実施形態と、報告・精算方法をご教示ください。	有料コンテンツによる収入額は、決済手数料・材料費等を控除する前の総収入額を指します。仕様書4(4)に基づき、確定した収入額を委託料に充当するものとします。 第三者によるワークショップ等については、実施主体が誰であるかなど、個別に協議を踏まえて判断しますが、受託者が実施主体となるものは、原則有料コンテンツ収入に該当します。 報告及び精算方法については、実績報告書に収入額を記載し、収支根拠資料を求めることを想定しています。
7	最低売上額・営業保証金について、市の想定水準、上限、過年度の算定例をご提示いただけますでしょうか。悪天候による順延・中止・営業時間短縮時の保証の扱いもご教示ください。	最低売上額及び営業保証金について、市として特定の金額、水準、上限額は設定しておりません。 仕様書5(4)⑥を踏まえ、イベント規模、想定来場者数、出店内容等を考慮し、発注者と受託者が協議の上で設定することを想定しています。なお、悪天候による順延、中止又は営業時間短縮時の取扱いについては、受託者と出店者との協議に基づき整理するものとし、その費用については業務委託料の範囲内で対応してください。
8	両会場は別日開催・機材共用を前提とした提案が可能でしょうか。設営撤去に使用できる日数、夜間の現地地下見・投影テストの実施可否と調整窓口をご教示ください。投影・固定が可能な場所、立入制限、光・音・高さ等の制約について、提案前に共有いただける資料はありますか。	両会場を別日開催・機材共用を前提とした提案は可能です。 設営及び撤去期間については、関係機関との調整結果を踏まえ契約後に協議します。 夜間の現地地下見及び投影テストについては可能ですが、施設管理者や関係機関との調整が必要となるため、契約締結後に発注者と協議してください。 また、投影・固定が可能な場所、立入制限、光・音・高さ等の制約に係る適切な資料を保有していないため、契約締結後に発注者とともに施設管理者や関係機関との調整や確認が必要となります。
9	臨時駐車場の位置が契約後に確定するため、提案段階で用いる想定経路、所要時間、定員・便数の前提をご教示ください。指定条件が想定から大きく変わる場合の仕様・金額の調整方法をご教示ください。	提案時点では、仕様書5(5)に記載の条件を前提に積算してください。特に、片道約5km、やまやシーサイドパーク2台／日、深沼漁港海岸1台／日、乗車定員20～30人程度を基本条件とします。 臨時駐車場の詳細は契約締結後に指示しますが、著しい条件変更が生じた場合は、発注者と受託者が協議により決定するものとします。
10	複数の周辺施設と連携したクーポンや周遊企画を実施する場合、参加施設の選定・募集に関する条件はありますか。施設側が負担する割引・協賛金・物品提供の可否、委託料や有料コンテンツ収入との区分をご教示ください。	連携施設の選定について特段の制限はありませんが、本事業の目的に沿い、公平性及び公共性に配慮した提案としてください。 施設側による割引、物品提供、協賛等を行うことは妨げません。ただし、受託者と施設等との契約関係や収支関係を明確に整理し、本業務委託料と適切に区分してください。
11	来場・滞在・周遊・特典利用の計測に、匿名の人数計測や施設別QR等を使用することは可能でしょうか。市が求めるデータ項目・形式、保存と廃棄の条件をご教示ください。また、前年の来場数・滞在時間・周遊・アンケート結果等の共有可能な資料はありますか。	来場者数、滞在状況、周遊状況等の把握にあたり、個人を特定しない人数計測、QRコードの利用、アンケート等の手法を活用することは可能です。 なお、実施手法については、事前に発注者と協議するものとします。市が求めるデータ項目は、少なくとも仕様書5(8)及び5(9)に記載された内容を含み、具体的には協議のもと設定するものとします。 また、昨年度の実施結果については、若林区の深沼漁港海岸で2日間開催して来場者数約3,500人、滞在時間が30分未満の割合は47.3%となっております。
12	参加表明期限が10月6日である一方、参加資格の審査結果通知日が「令和8年9月25日（木）」と記載されています。正しい通知日をご教示ください。	参加資格の審査結果通知日は、正しくは「令和8年10月7日（水）」でございますので、訂正させていただきます。